

## 地域ソーシャルインパクト創出支援事業運営業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	(総額) 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） (内訳) 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円。この契約締結後、乙の請求に基づき速やかに前金払） 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円。検査終了後に支払）
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	〇〇〇円
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から令和9年3月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第8条
6 別紙委託契約約款に付加する条項	(成果物) 第43条 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、乙に帰属する。 2 乙は、甲の責任において甲及び甲の承認した団体が成果物を修正すること及び甲の業務遂行のために利用することを認めるものとする。 3 乙は、甲による事前の承諾なくして、成果物を本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。この規定は、委託期間満了後又は本契約が終了した後においても同様とする。
7 担保期間（第13条）	引渡日から起算して12ヵ月

### 〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

契約締結日：\_\_\_\_\_

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 経済観光局長 大畑 公平 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。